

○財務省告示第二百三十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成三十年七月十三日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成三十年八月七日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 利付国庫債券（二十年）（第六

二 発行の根拠 十五回）

三 法律及びそ 財政法（昭和二十二年法律第三

の 法律及びそ 十四号）第四条第一項及び財政

の 法律及びそ 運営に必要な財源の確保を図る

の 法律及びそ ための公債の発行の特例に關す

の 法律及びそ る法律（平成二十四年法律第百

の 法律及びそ 一号）第三条第一項並びに特別

の 法律及びそ 会計に關する法律（平成十九年

の 法律及びそ 法律第二十三号）第四十六条第

の 法律及びそ 一項

の 法律及びそ 社債、株式等の振替に關する法

の 法律及びそ 律（平成十三年法律第七十五号）

の 法律及びそ 以下「振替法」という。）の規定

の 法律及びそ の適用を受けるものとし、その

の 法律及びそ 振替機関は日本銀行とする。

の 法律及びそ 価格を競争に付して行われる入

の 法律及びそ 札（以下「価格競争入札」とい

の 法律及びそ う。）による発行（以下「価格競

の 法律及びそ 争入札発行」という。）の価格競

の 法律及びそ 争入札と同時に行われる入札で

の 法律及びそ あって、財務大臣が各国債市場

の 法律及びそ 特別参加者ごとに応募限度額を

の 法律及びそ 定めるものによる発行（以下「国

の 法律及びそ 債市場特別参加者・第I非価格

三 振替法の適

用等

四 発行方法

五

方募

イ

入 価 法 入  
札 格 決  
発 競 定  
行 争 の

競 争 入 札 発 行 一 と い う 。  
格 競 争 入 札 入 募 一 と い う 。  
後 行 わ れ る 入 札 特 別 参 加 者 の 財  
務 大 臣 が 各 国 債 市 場 特 別 参 加 者  
に よ り 発 行 限 度 額 を 定 め る も の  
別 加 者 第 一 二 非 格 競 争 入 札  
発 行 一 と い う 。

ロ

国 債 市 場  
特 別 参 加 場  
者 第 一 加 場  
非 格 競 争  
争 入 札 発 行  
及 び 国 債  
行 及 び 国 債  
債 市 場 特 別  
別 参 加 者  
・ 第 二 非 格 競 争

各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 の 申 込 募 入 限 度 額 を 割 り 当 て る 。  
各 申 込 み の 募 入 限 度 額 を 割 り 当 て る 。  
各 申 込 み の 募 入 限 度 額 を 割 り 当 て る 。  
各 申 込 み の 募 入 限 度 額 を 割 り 当 て る 。  
各 申 込 み の 募 入 限 度 額 を 割 り 当 て る 。

六

イ  
発

入 価 行 争 額  
札 格 競 行 争 額  
発 競 行 争 額  
行 争 額

額 面 金 額 八 千 五 百 九 十 億 円  
定 基 づ き 発 行 した 利 付 債 券  
つ い て は 五 十 万 円 以 上 の 額  
四 千 百 五 十 万 円 以 上 の 額  
に 必 要 な 財 源 の 確 保 を 図 る た め  
の 公 債 発 行 の 特 例 関 係 法 規 定  
に 基 づ き

ハ		ロ		イ		ハ		ロ			
争入札発	非入札発	者・第II	特参加	国債市場	行	争入札発	非入札発	者・第II	特参加	国債市場	行
				千							
				百							
				九							
				十一							
				億							
				五千							
				四百							
				七							
				十							
				万							
				円							

七 払込金

行争入札発

でた条特  
千利第一会  
百付国項の  
九債に規定  
十債に規定  
億につに基  
円いて、ぎ  
額面発  
金行  
額し

行争入札発

でた条特  
千利第一会  
百付国項の  
十二債に規  
億円定に  
て、基  
額面発  
金行  
額し

四億九百万円  
ついで、額面金額で四千六十  
定に基づき発行した利付債に  
する法律第四十六條第一項の規  
七、四百三十六、特別会計に關  
額面金額で四千六十

入札発行

千九百三十四億五千百十六万円

千九百一十一億五千四百七十万円

十 四	十 三 二	十 一 ロ イ 一 発	九	八
初 期 利 子	の 経 過 利 子 率	入 札 競 争 行	振 替 単 位	最 低 額 面 金

<p>た 金 額 を 支 払 う 。 た だ し 、 支 払</p>	<p>期 と 、 次 の 算 式 に よ り 算 出</p>	<p>平 成 三 十 年 十 二 月 十 日 を</p>	<p>額 面 金 額 の 総 額 × <math>\frac{0.5}{100}</math> × <math>\frac{23}{365}</math></p>	<p>る 。 定 算 出 し た 金 額 を 第 二 十 号 の 規</p>	<p>り 算 出 し た 金 額 を 第 二 十 号 の 規</p>	<p>払 込 金 額 に 加 え 、 第 二 十 号 の 規</p>	<p>募 入 金 の 通 知 受 け た 者 は</p>	<p>年 〇 五 パ ー セ ン ト は</p>	<p>額 面 金 百 円 に つ き 百 円 十 三 銭</p>	<p>上 の そ れ ぞ れ の 応 募 価 格</p>	<p>額 面 金 百 円 に つ き 百 円 十 銭 以</p>	<p>平 成 三 十 年 七 月 十 三 日</p>	<p>す 。 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の</p>	<p>の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金</p>	<p>振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿</p>	<p>五 万 円</p>
--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----------------------

十五  
十六  
十七  
十八  
十九  
二十

第二期以後の利子  
償還期限  
償還金額  
元利支  
払場所  
入札参加  
者  
払込期日

期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{償還金額} \times \frac{0.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払い期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

平成五十年六月二十日  
額面金額百円につき百円

日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成三十年七月十三日